

別記様式第2号（第3条関係）

被 処 分 者	認 定 番 号	香川県公安委員会 第 110 号
	自動車運転代行業者の 名 称 又 は 記 号	三豊代行運転
	主 たる 営 業 所 が 所 在 す る 市 町	三豊市
処 分 年 月 日		令和7年8月5日
処 分 内 容		指示
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第20条第1項に規定する書類備付け義務に違反したため
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第20条第1項及び同法第22条第1項
処分を行った公安委員会		香川県公安委員会

備考

- 1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令及び営業廃止命令の種別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。
- 2 処分内容欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。